

## 朝来市学校給食物資調達要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、朝来市学校給食センター条例施行規則（平成17年朝来市教育委員会規則第22号）第13条及び第24条の規定に基づき、学校給食の実施に必要な物資（以下「給食物資」という。）を納入する者（以下「納入業者」という。）の登録及び当該給食物資の調達に関し必要な事項を定めるものとする。

(納入業者の登録等)

第2条 納入業者は、あらかじめ朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の登録を受けなければならない。

2 納入業者は、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。

- (1) 良質、廉価かつ規格に適合した給食物資を誠実に納入できること。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に管理し、食の安全及び厚生労働省が定める食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）（平成16年2月27日付け食安発第0227012号別添）に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (3) 仕入れ又は製造加工等の能力を有し、学校給食の実施に必要な数量を確実に供給できること。
- (4) 給食物資を、指示された方法により、指定された日時及び場所に納入できる輸送能力を有していること並びに不測の事態においても誠実かつ迅速に対応できること。
- (5) 市内生産者団体等にあつては、農作物の栽培記録を整備していること。
- (6) 納税義務が履行されていること。
- (7) 個人事業者にあつては本人及び家族従事者が、法人事業者にあつては役員等が、朝来市暴力団排除条例（平成25年条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(登録の申請)

第3条 納入業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類に別に定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。登録された内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 学校給食物資納入業者登録（変更）申請書（様式第1号）
  - (2) 市内の農作物生産者又は生産者が組織する団体 学校給食物資納入業者登録申請書兼事業計画書（様式第2号）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、教育委員会が認めるときは、その一部を省略することができる。
- (1) 誓約書（様式第3号）
  - (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく営業許可を要する者にあつては、営業許可証の写し及び当該所管保健所から交付された食品衛生監視票の写し

(3) 食品衛生法第57条に基づく営業の届出を要する者にあつては、届出の事実が分かる書類の写し及び当該所管保健所から交付された食品衛生監視票の写し

3 前項の規定による申請は、登録を受けようとする年度の前年度の2月1日から3月末日までの間に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(登録の決定)

第4条 教育委員会は、申請者が第2条に掲げる要件に適合していると認めるときは、学校給食物資納入業者登録名簿（様式第4号）に必要事項を記載し、その者を納入業者として登録するものとする。

2 前項の規定による登録の通知は、学校給食物資納入業者登録決定（却下）通知書（様式第5号）により行うものとする。

(契約の締結)

第5条 教育委員会は、朝来市財務規則（平成17年朝来市規則第54号）に定めるところにより、給食物資の納入に関し、前条第1項の規定により登録をした納入業者と契約を締結するものとする。ただし、市の振興作物等特別な給食物資を調達する必要があるときは、この限りでない。

(登録の取消し)

第6条 教育委員会は、納入業者が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第2条第2項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 誓約事項に違反したとき。

(3) 学校給食の実施に著しい支障を生じさせたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録の取消しを決定したときは、学校給食物資納入業者登録取消通知書（様式第6号）により当該納入業者に通知するものとする。

(取扱給食物資)

第7条 登録の対象とする給食物資は、概ね別表のとおりとする。

(給食物資の調達等)

第8条 教育委員会は、給食物資を、納入業者のうち選定した者から調達する。

2 教育委員会は、給食物資の調達に当たっては、あらかじめ、納入業者に学校給食物資需要表（見積書）（様式第7号）を提出させるものとする。

3 給食物資の納入価格は、原則として見積価格（青果物等を除く。）によるものとする。

4 給食物資の発注は、書面により行うことを原則とする。

5 調達した給食物資の代金は、納入業者の月ごとの請求により支払うものとする。

(納入資格の停止)

第9条 教育委員会は、納入業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札等の参加資格（以下「納入資格」という。）を停止することができる。

(1) 納入された給食物資が原因となり、若しくは原因とみられる食中毒等の事故が

発生したとき又は発生するおそれがあるとき。

- (2) 納入された給食物資が見本品と異なり、又は指定した規格等に適合しないと認められる場合において、当該給食物資について交換等の指示をしたにもかかわらず、それに応じなかったとき。
  - (3) 著しく品質の劣る給食物資が納入されたとき。
  - (4) 物資の納入に際し、別に定める納入仕様書記載の指示事項が遵守されないとき。
  - (5) 入札等に参加する意思が明らかでない認められたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により納入資格の停止を決定したときは、学校給食物資納入資格停止通知書（様式第8号）により当該納入業者に通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により納入資格を停止する期間は、処分決定の日から3箇月とする。
  - 4 納入資格の停止処分を受けた者が、前項に規定する期間の経過後に給食物資を納入しようとするときは、学校給食物資納入資格再開承認申請書（様式第9号。以下「再開承認申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。
  - 5 教育委員会は、再開承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、納入資格の停止処分を解除するものとする。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月23日から施行する。

別表（第7条関係）

部門	食品例
穀物類	精米、米粒麦、小麦粉、パン粉、でん粉、スパゲティ、ビーフン、そうめんばち、緑豆春雨、マロニーカットなど
豆 類	豆腐、油揚げ、厚揚げ、焼き豆腐、大豆など
魚介類	イワシ開き、イワシのみりん干し、アジ、アジ開き、アジのみりん干し、秋サケ、サバ、サワラ、タラ、ツバス、ハマチ、ブリ、ホキ、キス無頭、キス開き、シシャモ、干しハタ無頭ドレス、ワカサギ、松笠イカ、イカたんざく、イカリング、むきエビ、チリメンジャコなど
肉 類	牛肉、豚肉、鶏肉、ロースハム、カットベーコン、チキンウインナー、ハンバーグなど
卵 類	鶏卵、錦糸卵など
野菜類	インゲン（冷凍）、むきえだ豆（冷凍）、グリーンピース（冷凍）、カーネルコーン（冷凍）、ホウレンソウ（冷凍、カット）、コマツナ（冷凍、カット）、ブロッコリー（冷凍）、タケノコ（水煮）、シメジ（根切り、バラ）、エノキ（根切り、バラ）、ナメコ（冷凍）など
乾物・加工品	干しシイタケ（スライス）、切り干しダイコン、ハクサイキムチ、切り麩カット、ワカメ、海藻サラダミックス、ヒジキ、茎ワカメ（冷凍）、ツナフレーク、糸かまぼこ、煮干、だし用昆布、いりごま（白）、いりごま（黒）、コーンフレーク（プレーン）など
缶詰・レトルト	クリームコーン缶、ダイスカットトマト缶、ホールトマト缶、黄桃缶（角切）、ミカン缶、レトルトミカン、レトルトリンゴ、パイン缶（チビット）、パイナップル（レトルト、チビット）、ナタデココ、杏仁豆腐など
その他（調味料等）	上白糖、食塩、料理酒、本みりん、穀物酢、リンゴ酢、しょうゆ、米白絞油、ゴマ油、サラダ油、無塩バター、マーガリン、レモン果汁、ユズ果汁、ウスターソース、とんかつソース、イタリアンドレッシング、トマトケチャップ、カレーフレーク、ハヤシフレーク、クリームシチュー、ポタージュエースコーン、スープストック、中華スープストック、コンソメ、ノンエッグマヨネーズ、カレー粉、コショウ、粉辛子、豆板醤、粒入りマスタード、乾燥パセリ、青ノリ粉、ピザ用チーズ、サラダチーズ（角チーズ）、粉チーズ、おろし生姜、乾燥カリカリ梅など

年 月 日

朝来市教育委員会 様

年度学校給食物資納入業者登録（変更）申請書

学校給食物資納入業者として登録（変更）を申請します。

なお、この申請に係る審査のために、市が以下のことを行うことに同意します。

- (1) 市税の納付状況の確認をすること。
- (2) 残留農薬等の検査をすること。

1 申請者

商号又は 名称	(フリガナ)		
代表者氏名	(フリガナ)		使用印
所在地	〒 -		
電話番号		FAX番号	
担当者		E-mail	
登録番号		申請種別	<input type="checkbox"/> 新規（継続） <input type="checkbox"/> 内容変更

2 登録を希望する部門【希望部門に○印記入】

<input type="checkbox"/>	穀物類	<input type="checkbox"/>	豆類	<input type="checkbox"/>	魚介類	<input type="checkbox"/>	肉類
<input type="checkbox"/>	卵類	<input type="checkbox"/>	野菜類	<input type="checkbox"/>	乾物・加工品	<input type="checkbox"/>	缶詰・レトルト
<input type="checkbox"/>	調味料等	<input type="checkbox"/>	青果				

添付書類

- 食品衛生監視票（写）
- 健康福祉事務所の食品衛生許可証（写）
- 誓約書

朝来市教育委員会 様

年度 学校給食物資納入業者登録申請書兼事業計画書  
（学校給食用野菜等の出荷時期及び出荷量）

朝来市学校給食センターに給食物資を納入する業者として登録を希望するので、下記のとおり申請します。

なお、この申請に係る審査のために、朝来市教育委員会が以下のことを行うことに同意します。

- (1) 住民登録の確認をすること。
- (2) 市税の納付状況を確認すること。
- (3) 残留農薬等の検査をすること。
- (4) 農作物の栽培記録の提出を求めること。

## 記

## 1 申請者

氏 名	(フリガナ)		
住 所	〒 -		
電話番号		FAX番号	
E-mail			

## 2 品目及び出荷計画

品目	品種	出荷時期と1箇月当たりの出荷見込み量 (kg)			
		4月	5月	6月	7月

品目	品種	出荷時期と1箇月当たりの出荷見込み量 (kg)			
		9月	10月	11月	12月

品目	品種	出荷時期と1箇月当たりの出荷見込み量 (kg)			
		1月	2月	3月	

様式第3号（第3条関係）

誓約書

- 1 学校給食の趣旨を理解し、特に食品衛生の管理に万全を期します。
- 2 納入価格の見積りは、良心的に行い、かつ、誠実に契約を履行します。
- 3 当方が納入した給食物資を原因とする事故が発生した場合は、教育委員会から要求される補償は、責任を持って当方が負担します。
- 4 私及び家族従業者（法人にあっては全役員）は、朝来市暴力団排除条例（平成25年朝来市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）ではなく、今後においても暴力団員等となることはありません。

上記のとおり誓約します。万一、違反のため登録を年度途中で取り消されても異存ありません。

朝来市教育委員会 様

年 月 日

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩





第 号  
年 月 日

様

朝来市教育委員会

学校給食物資納入業者登録決定（却下）通知書

年度朝来市学校給食物資納入業者として登録を 決定 却下 したので通知  
します。

記

1 登録番号

2 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 指示事項

4 却下の場合の理由

( )

様式第6号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

朝来市教育委員会

学校給食物資納入業者登録取消通知書

給食物資納入業者の登録を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消しの事由
- 2 取消しの決定日
- 3 取消しの期間

朝来市教育委員会 様

学校給食物資需要表（見積書）

納入業者名 \_\_\_\_\_

年度第 学期  
（ 年 月～ 年 月） 年 月 日現在

部門	No.	食品名	銘柄	単位	価格	産地	配合表	見本品
穀物類								
豆類								
魚介類								
肉類								
卵類								
野菜類								
乾物・加工品								
その他 （調味料等）								
缶詰・レトルト								

\* 価格については、税抜価格を記入してください。

青果見積り希望	有	無
---------	---	---

\* 青果の見積りについては、別途お知らせします。上記有無のどちらかに○を記入してください。

\* 青果の見積りは、2週間単位で行います。期間内に価格変動があった場合でも、見積り金額で納品していただきます。

様式第8号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

朝来市教育委員会

学校給食物資納入資格停止通知書

給食物資の納入資格を停止したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 処分の事由
- 2 処分の決定日
- 3 納入資格の停止期間

様式第9号（第9条関係）

学校給食物資納入資格再開申請書

年 月 日

朝来市教育委員会 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

給食物資の納入の再開を申請します。

納入資格の停止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
添付書類	

※申請に添付書類が必要な場合は、朝来市教育委員会が別に案内をします。